

○ 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律施行令案新旧対照条文  
 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（装備政策部の所掌事務）</p> <p>第一百七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）の施行に関すること。</p> <p>五 七 （略）</p> <p>（装備政策課の所掌事務）</p> <p>第八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の施行に関すること（同法に規定する装備移転仕様等調整計画及び同法に規定する装備品等秘密の保全に関するものを除く。）。</p> <p>六 七 （略）</p> <p>（国際装備課の所掌事務）</p> <p>第八十九条 国際装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（装備政策部の所掌事務）</p> <p>第一百七十三条 装備政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 六 （略）</p> <p>（装備政策課の所掌事務）</p> <p>第八十八条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 六 （略）</p> <p>（国際装備課の所掌事務）</p> <p>第八十九条 国際装備課は、防衛装備庁の所掌事務に係る国際</p>

一 防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律に規定する装備移転仕様等調整計画に関すること。

(装備保全管理課の所掌事務)

第九十条 装備保全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 秘密の保全に関すること(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律に規定する装備品等秘密の保全を含む)。

二 装備品等及び役務に関する契約の相手方におけるサイバーセキュリティの確保(防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の規定によるものを除く)に関すること。

三・四 (略)

協力に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

(装備保全管理課の所掌事務)

第九十条 装備保全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 秘密の保全に関すること。

二 装備品等及び役務に関する契約の相手方におけるサイバーセキュリティの確保に関すること。

三・四 (略)